

○ ESCO 事業提案審査要領(令和 7 年度)

(目的)

第 1 条 この要領は、大阪市が実施する ESCO 事業者選定において、公募に参加した事業者（以下「事業者」という。）から提出された ESCO 事業提案（以下「提案」という。）の審査に関する事項を定めることを目的とする。

(審査方法)

第 2 条 提案の審査は、経済性、環境対応、技術面及び事業運営能力の観点から総合的に行う。

2 提案の優劣に関する順位付けは、第 1 項の観点から評価した評定点合計により行う。

3 第 2 項の評定点合計は、別表に掲げる評価項目ごとに、採点基準に基づいて評価した点数に係数を乗じて得られた評定点の合計とする。

4 審査に際しては、ESCO 事業提案評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、外部の学識経験者等（以下「評価委員」という。）から意見を聴くものとする。

5 評価会議については、本市ホームページにおいて、その議事要旨等を公表する。

(最優秀提案等の選定)

第 3 条 すべての提案の中から最も評定点合計が高いものを最優秀提案として 1 件、及びそれに次ぐものを優秀提案として 1 件選定する。

(順位付けの特例)

第 4 条 審査の結果、評定点合計の最高点が同点で 2 者以上あった場合は、第 2 条第 1 項で定める区分別の評定点を基にして、次の各号に掲げる方法を第 1 号から順に適用することにより順位を付し、第 1 位の提案を最優秀提案に、第 2 位の提案を優秀提案に選定する。

(1) 経済性の評価項目の評定点計により順位を付す。

(2) 第 1 号が同点の場合は、環境対応の評定点計により順位を付す。

(3) 第 1 号及び第 2 号が同点の場合は、技術面の評定点計により順位を付す。

(4) 第 1 号、第 2 号及び第 3 号が同点の場合は、事務局において、当該事業者立会いのもと、くじによって順位を付す。

(審査結果の通知等)

第 5 条 審査の結果は、最優秀提案者(優先交渉権者)及び優秀提案者(次点交渉権者)を含む事業者すべての事業役割(代表者)に対し文書で通知する。

(審査結果の公表)

第 6 条 審査の結果は、本市ホームページにおいて、最優秀提案及び優秀提案を行った事業者名等を公表する。

(提案内容に関する質疑回答)

第 7 条 審査の過程において、本市は事業者に対し、必要に応じ提案内容に関する質問を行う

ことができる。

- 2 質問を受けた事業者は期限までに回答を行わなければならない。
- 3 前項の回答は評価会議において、審査上の参考として取り扱うものとする。

(民間資金活用型 ESCO 事業における審査)

第 8 条 民間資金活用型 ESCO 事業においては、補助金が利用できる前提に基づく提案と補助金を利用できない前提に基づく提案の両者を審査対象とし、各々の評定点合計の平均値を第 3 条における評定点合計とする。

(複数の施設を一事業とする場合における審査)

第 8 条の 2 複数の施設を一事業とする場合の審査においては、次の各号に掲げる方法によって評定点合計を算出する。

- (1) 別表 ESCO 提案評価項目の第 1 評価項目から第 3 評価項目までの各項目については、すべての施設の金額を合算したものに対して、第 2 条第 3 項の方法を適用する。
- (2) 前号に掲げる評価項目以外の各項目については、第 2 条第 3 項の方法により施設ごとに算出された評定点の合計を、各施設のベースライン期間中に使用された電気及びガスの一次エネルギー合計比で加重平均したものを、すべての施設について合算する。
- (3) 前 2 号の合計値を、第 3 条における評定点合計とする。

- 2 前項の規定は、前条の各々の評定点合計を算出する場合に準用する。

(審査結果に対する説明請求)

第 9 条 最優秀提案を行なった事業者以外の事業者は、本市に対して、自身の審査結果に対する説明を請求することができる。ただし、異議を申し立てることはできない。

- 2 第 1 項の請求は書面により行うこととし、本市からの回答も書面により行う。

(応募者が 1 者の場合)

第 10 条 応募者が 1 者であって、第 12 条の失格規定に該当しない場合は、当該応募者を最優秀提案者(優先交渉権者)として認定する。

- 2 第 6 条の規定は、前項に準用する。

(最優秀提案等を選定しない場合)

第 11 条 事業者すべての提案内容が本市の求める水準に達しない場合は、第 3 条に規定する選定を行わないものとする。

- 2 第 6 条及び第 9 条の規定は、前項の規定により選定を行わなかった場合に準用する。

(失格規定)

第 12 条 事業者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該事業者は当該 ESCO 事業への参加資格を失うものとする。

- (1) 本市が標準 ESCO 事業提案募集要項(以下「募集要項」という。)等で指定する期限までに書類が提出されなかった場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載を行った場合
 - (3) 提案の内容が次のいずれかに該当する場合
 - イ 募集要項等に記載の提案に関する必須条件を満たさない場合
 - ロ 明らかに具体性または妥当性を欠く場合
 - ハ 改修工事、運転管理、維持管理の方法が施設の運営、業務に支障を及ぼす場合
 - ニ 緊急時対応策が明確でない場合
 - ホ 重大な計算誤りや条件設定誤り等により提案内容に信頼性がない場合
 - ヘ 民間資金活用型 ESCO 事業において、補助金が利用できる前提に基づく提案と補助金が利用できない前提に基づく提案のいずれか一方の提案しか提出されない場合
 - (4) 審査の公平性や選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
 - (5) 評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
 - (6) 他の事業者と提案内容またはその意思について相談を行った場合
 - (7) 審査結果の公表までの間に、他の事業者に対して提案内容を意図的に開示した場合
 - (8) 業務責任者として登録していない者がその業務を行った場合
 - (9) 事業役割（代表者）以外の者の名で提出書類が届けられた場合
 - (10) その他募集要項等に違反すると認められる行為を行った場合
- 2 最優秀提案者決定後において、最優秀提案者が前項に該当する行為を行ったことが明らかとなった場合、優先交渉権者としての地位を取り消すものとする。
- 3 複数の施設を一事業とする場合の前2項の適用については、第1項各号に該当する施設の数に係わらないものとする。

（他の規定等との関係）

第13条 募集要項等の内容と相違がある場合は、本要領の規定を優先する。

附 則

この要領は、令和7年8月21日から施行する。

別表（第2条関係）

ESCO 提案評価項目

別表 ESCO提案評価項目(シェアード・セイビングス契約:補助金有り)

	評価項目	採点基準	点数	係数	評定点	備考
経済性	1 年間削減保証額が大きいこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を (当該数値／最高値)×5で算出		3		
	2 ESCOサービス中の市の利益総額が大きいこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を (最高値／当該数値)×5で算出				ギャランティード・セイビングス 契約の場合のみ
	3 15年間の市の保証利益が大きいこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を (当該数値／最高値)×5で算出		4		
	4 ESCO契約期間が可能な限り短いこと。	最低点を「5」点とし、その他の得点を (最低値／当該数値)×5で算出		2		シェアード・セイビングス 契約の場合のみ
	5 ESCO事業に係る補助金等が得られる可能性のあること。	5:可能性が高い 3:標準的である 1:可能性が低い		2		シェアード・セイビングス 契約(補助金有り)の場合のみ
環境対応	6 対象建築物全体の省エネルギー効果が高いこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を (当該数値／最高値)×5で算出		6		
	7 二酸化炭素排出の削減効果が高いこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を (当該数値／最高値)×5で算出		6		
	8 騒音、ヒートアイランド対策等についての環境性が配慮されていること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		2		
技術面	9 技術提案に具体性・妥当性があること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		6		
	10 提案に独自性や先進性が含まれること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		3		
	11 既設機器の更新に係る配慮があること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		5		
	12 設備維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		4		
	13 ESCO契約期間終了後の対応について検討がなされていること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		3		
	14 施設の特異性への配慮があること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		2		
	15 提案が全体としてバランスが良く優れていること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		3		
営事業力運	16 提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること。	5:信頼性が高い 3:標準的である 1:信頼性が低い		3		
	17 提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確で適正であること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		3		
評定点合計					点	

採点基準が相対評価であるものの点数は小数点以下第2位を四捨五入する。それ以外の点数は、5段階評価とする。

別表 ESCO提案評価項目(シェアード・セイビングス契約:補助金無し)

	評価項目	採点基準	点数	係数	評定点	備考
経済性	1 年間削減保証額が大きいこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を (当該数値／最高値)×5で算出		3		
	2 ESCOサービス中の市の利益総額が大きいこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を (最高値／当該数値)×5で算出		—		ギャランティード・セイビングス 契約の場合のみ
	3 15年間の市の保証利益が大きいこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を (当該数値／最高値)×5で算出		4		
	4 ESCO契約期間が可能な限り短いこと。	最低点を「5」点とし、その他の得点を (最低値／当該数値)×5で算出		2		シェアード・セイビングス 契約の場合のみ
	5 ESCO事業に係る補助金等が得られる可能性のあること。	5:可能性が高い 3:標準的である 1:可能性が低い		—		シェアード・セイビングス 契約(補助金有り)の場合のみ
環境対応	6 対象建築物全体の省エネルギー効果が高いこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を (当該数値／最高値)×5で算出		6		
	7 二酸化炭素排出の削減効果が高いこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を (当該数値／最高値)×5で算出		6		
	8 騒音、ヒートアイランド対策等についての環境性が配慮されていること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		2		
技術面	9 技術提案に具体性・妥当性があること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		6		
	10 提案に独自性や先進性が含まれること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		3		
	11 既設機器の更新に係る配慮があること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		5		
	12 設備維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		4		
	13 ESCO契約期間終了後の対応について検討がなされていること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		3		
	14 施設の特異性への配慮があること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		2		
	15 提案が全体としてバランスが良く優れていること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		3		
営事業力運	16 提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること。	5:信頼性が高い 3:標準的である 1:信頼性が低い		3		
	17 提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確で適正であること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		3		
評定点合計					点	

採点基準が相対評価であるものの点数は小数点以下第2位を四捨五入する。それ以外の点数は、5段階評価とする。

別表 ESCO提案評価項目(ギランティード・セイビングス契約)

	評価項目		採点基準	点数	係数	評定点	備考
経済性	1	年間削減保証額が大きいこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を(当該数値／最高値)×5で算出		3		
	2	ESCOサービス中の市の利益総額が大きいこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を(最高値／当該数値)×5で算出		3		ギランティード・セイビングス契約の場合のみ
	3	15年間の市の保証利益が大きいこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を(当該数値／最高値)×5で算出※		4		
	4	ESCO契約期間が可能な限り短いこと。	最低値を「5」点とし、その他の得点を(最低値／当該数値)×5で算出		—		シェアード・セイビングス契約の場合のみ
	5	ESCO事業に係る補助金等が得られる可能性のあること。	5:可能性が高い 3:標準的である 1:可能性が低い		—		シェアード・セイビングス契約(補助金有り)の場合のみ
環境対応	6	対象建築物全体の省エネルギー効果が高いこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を(当該数値／最高値)×5で算出		6		
	7	二酸化炭素排出の削減効果が高いこと。	最高点を「5」点とし、その他の得点を(当該数値／最高値)×5で算出		6		
	8	騒音、ヒートアイランド対策等についての環境性が配慮されていること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		2		
技術面	9	技術提案に具体性・妥当性があること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		6		
	10	提案に独自性や先進性が含まれること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		3		
	11	既設機器の更新に係る配慮があること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		5		
	12	設備維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		4		
	13	ESCO契約期間終了後の対応について検討がなされていること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		3		
	14	施設の特異性への配慮があること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		2		
	15	提案が全体としてバランスが良く優れていること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		3		
営事業力運	16	提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること。	5:信頼性が高い 3:標準的である 1:信頼性が低い		3		
	17	提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確で適正であること。	5:優秀な面がある 3:標準的である 1:劣る面がある		3		
評定点合計							点

採点基準が相対評価であるものの点数は小数点以下第2位を四捨五入する。それ以外の点数は、5段階評価とする。
 ※評価項目3 15年間の市の保証利益が全事業マイナス値の場合は、評価項目2の式を適用する。